



# 社会保険労務士法人 桑原事務所

## NEWS

2025年11月26日号  
12月2日以降の健康保険証の取扱いについて（Q&A）

---

社会保険労務士法人桑原事務所  
1分でわかる！  
会社を成長させるための  
桑原事務所メルマガ通信

---

インフルエンザが猛威を振るっている中、皆様はいかがお過ごしでしょうか。  
学校からは学年閉鎖・学級閉鎖の連絡が連日のように届き、心配していたところ、とうとう我が家の息子も罹患してしまいました。  
例年よりも症状が重く、長引いている印象があります。  
皆様におかれましても、どうぞ体調にお気をつけてお過ごしください。

12月2日より、従来の健康保険証は使用できなくなります。  
よくあるご質問をQ&A形式でまとめましたので、ご確認ください。

---

■ Q1：12月2日以降、現在の健康保険証はどうなりますか？

A：使用できなくなります。お手元の健康保険証は各自で破棄してください。

---

■ Q2：医療機関の受診はどうすればいいですか？

A：マイナ保険証（マイナンバーカード）をご利用ください。

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、保険者から届く「資格確認書」で受診できます。

---

■ Q3：資格確認書が届いていません。どうすればいいですか？

A：以下の方には8月より順次送付されております。現時点で届いていないようでしたら申請が必要な方である可能性があります。

＜申請によらず交付する方＞

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

＜申請により交付する方＞

- ・ マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方
  - ・ マイナンバーカードを紛失・更新中の方
-

■ Q4 : 会社として回収する必要がありますか？

A : 従来の健康保険証は回収不要です。従業員の方が各自で破棄する運用で問題ありません。

---

ご不明点がありましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

---

社会保険労務士法人桑原事務所  
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1  
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)  
FAX:0835-26-0023  
MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

